

委託業務仕様書

1 委託業務名：令和7年度沖縄県海岸漂着物発生抑制対策業務

2 目的

県では、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年7月15日法律第82号）（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）第14条に定める「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するとともに、行政機関や地域関係者等を委員とする「沖縄県海岸漂着物対策推進協議会」、「沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、関係者間の情報共有、連携等を図りながら、海岸漂着物の回収処理、実態調査、発生抑制対策等を実施してきた。

一方、県内海岸には、毎年、海岸漂着物が際限なく漂着する現況にあり、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、今後も継続して海岸漂着物対策を実施していく必要がある。

本業務では、これまでに実施した海岸漂着物対策事業の結果と現時点での課題を踏まえ、令和6年度に設置した「海岸漂着物の発生抑制対策ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を令和7年度も設置し、引き続き海岸漂着物の発生抑制対策業務を実施するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年2月13日まで

4 業務内容

（1）発生抑制対策に係る検討及び取組

ア ワーキンググループの設置・運営

令和6年度に設置したワーキンググループを設置し、一切の運営（会場設営、支払い等）を行うものとする。

ワーキンググループでは以下の内容について検討する。開催回数は2回以上とする。

- ・海岸漂着物の発生抑制対策に係る取組状況と方向性について
- ・人材育成プログラムの作成について（令和6年度に作成した資料の活用方法について検討を進める）
- ・ワークショップの実施内容について

イ ワークショップ開催

構成員の技術等を活用して、ワークショップを開催し、海岸漂着物の現状や各団体の取組状況を共有する。ワークショップでは、過年度事業を踏まえ、諸外国と交流を図る。

（2）海岸へのごみ箱設置モデル事業支援

発注者と協議の上、協力可能な海岸を選定し、ごみ箱設置による漂着ごみの回収処理状況をモニタリングし、ごみ箱設置による効果分析を行う。

(3) ハンドブック原稿案作成

令和6年度に作成した人材育成プログラム関連資料等を用いて、環境教育等に手軽に活用できるようなハンドブックの原稿案を作成する。

(4) 報告書作成

上記(1)～(3)の結果について取りまとめる。

5 成果物

(1) 提出物 委託業務完了報告書、精算報告書

(2) 提出部数 1部

(3) 報告書の電子データを収納した電子媒体(CD-R) 1式

(4) 提出期限 令和8年2月13日

(5) 提出場所 沖縄県環境部環境整備課

6 業務実施計画書の提出

委託契約後14日以内に業務実施計画書を沖縄県環境部環境整備課に提出すること。

また、計画を変更する場合も同様とする。

7 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下、「著作権等」という。)は、沖縄県が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境整備課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

9 一般管理費の取り扱い

当該業務に係る費用の見積もりにおいて、一般管理費は、以下の計算方法により算出された金額の範囲内とすること。

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費等}) \times \text{一般管理費率 (10/100 以内)}$
--

※ 直接経費については、旅費、使用料等の単価に既に消費税が含まれている場合は、税抜き額で算出する。

※ 再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同企業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しない。

10 事業実施に係るその他事項

(1) 安全管理

回収作業員を雇用して海岸等の調査を実施する場合は、安全管理を徹底するため、沖縄県が平成 22 年度に作成した「海岸清掃マニュアル（回収事業編）」の記載内容に沿った安全管理を実施すること。

また、危険物については「海岸漂着危険物対応ガイドライン（農林水産省、国土交通省）」、医療系廃棄物については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）」に基づいて取り扱うこと。

(2) サンプルの管理

調査により回収したサンプルについては、飛散、流出する等し周辺環境に悪影響をおよぼさないよう適切に管理すること。また、一時保管する場合は、沖縄県や保管場所の所在する市町村の指導に従うものとする。

(3) 廃棄物の処理

委託業務の実施により回収し又は生じた廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に則り適正に処理すること。その際には、沖縄県や廃棄物が発生した海岸等の所在する市町村の指導又は当該市町村の廃棄物処理計画に従うものとする。

(4) 環境への配慮

調査対象区域内に生息する植物類をむやみに引き抜いたり、植生内にむやみに立ち入ったりしないよう配慮すること。

特に環境保全上の価値が高い動植物等が確認された場合には、その取り扱いに留意すること。

また、調査実施範囲に、国立公園や国定公園等の規制区域を含む場合は、調査実施に際しては関係法令を遵守すること。

(5) 「契約の主たる部分」は次のとおりとする。

- ① 契約金額の 50%を超える業務
- ② ワーキンググループの設置、運営
- ③ 発生抑制対策の実施に係る総合調整

(6) 再委託により履行することのできる業務の制限は次のとおりとする。

ア) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、次の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

〈契約の主たる部分〉

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

イ) 再委託の相手方の制限

競争入札参加に係る指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

ウ) 再委託が可能な業務範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせること

のできる業務等の範囲は次のとおりとする。

- ・ 県との協議等の上、再委託が必要と認められるもの。

エ) 協議による再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「軽微な部分」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

〈軽微な部分〉

- ・ 資料の収集・整理・複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計
- ・ 調査で回収した海岸漂着物の運搬、保管、処分等
- ・ 発生抑制ワーキングメンバーが行う、発生抑制対策の実施に係る準備作業等
- ・ その他社会通念上、軽微と認められるもの

(8) 旅費支給規定について

旅費の支給に当たっては、沖縄県職員の旅費に関する条例及び関係規定に基づき支給することとする。

(9) その他

仕様に係る疑義や仕様により難しい事由が生じたときは、沖縄県環境部環境整備課と速やかに協議し、その指示に従うこと。